資料８

武蔵野市自殺対策計画（仮称）基本施策と市の現状・今後の取り組み

平成 30（2018）年７月 17 日

武蔵野市

基本施策	求められている方向性
１　地域におけるネットワークの強化	国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化する。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・庁内ネットワークとして「こころの健康庁内連携会議」があり、自殺対策を含めた「こころの健康づくり」に関する事業や、各課が持つ相談機能について情報交換を行い、課題の抽出や共有を行い、庁内の相談機能の強化を行っていますが、自殺対策を主な守備範囲とする庁外を含めたネットワーク会議はありません。 ・課題ごとに武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク（高齢者支援課）、子育て支援ネットワーク（子ども政策課・子ども家庭支援センター）、若者サポート推進連絡会議（児童青少年課）、保幼小中連携事業（教育支援課）など、様々なネットワークがあり、地域協働体制が構築されています。 ・基幹相談支援センター（障害分野）、基幹型地域包括支援センター（高齢分野）、子ども家庭支援センター（子育て分野）など、各分野にネットワークの中心となる機関が設置されています。 ・健康福祉総合計画においては、「相談支援体制の充実とネットワークの強化」を共通施策に掲げ、ネットワーク強化に向けた実務担当者調整会議を設置し、分野横断的な課題の検討及び事例検討を中心に相談のネットワーク化を検討することとしています。 （Ｐ３【参考】《相談支援ネットワークの連携強化のイメージ》、《ネットワーク強化に向けた実務担当者調整会議の設置》参照）	（１）現行の庁内協議体である「こころの健康庁内連携会議」に加え、市内民間事業者や警察、消防、福祉団体等、庁外の関係団体も加えた地域と連携する会議体について、既存の協議体・会議体への機能の付加等の可能性も含めて検討します。 （２）本市における健康福祉分野をはじめとする協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供等を行っていきます。

【参考】

《相談支援ネットワークの連携強化のイメージ》

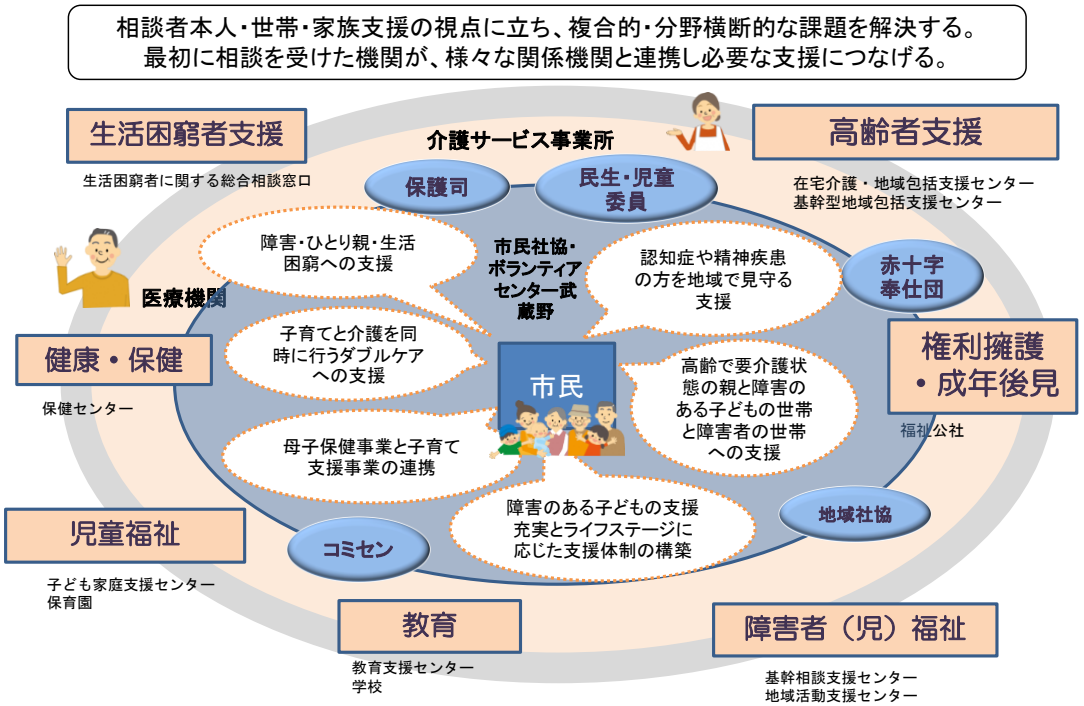

《ネットワーク強化に向けた実務担当者調整会議の設置》

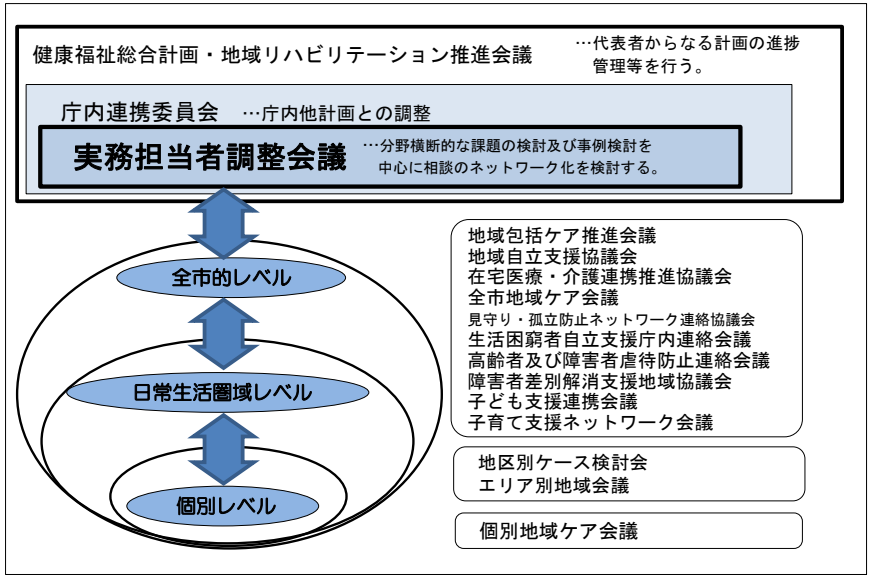

■少子高齢化や核家族化の進展、社会・経済状況の変化等に伴い、介護・福祉ニーズは多様化、複雑化しています。子育てと介護を同時に行うダブルケア、障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援、大人の発達障害、対象が拡大した難病、生活困窮者への支援など、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合も増えています。

■具体的には、各制度の窓口となる職員の対応力を向上させるとともに、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時の仕組みづくり等により、相談機関のネットワークを強化します。

■そのため、相談機関のネットワークの強化に向けて、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」の下部組織として、「実務担当者調整会議」を設置し、連携の強化や定期的な連絡等を充実させます。

【出典】武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画

基本施策	求められている方向性
２ 自殺対策を支える人材の育成	さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・市民の相談を受ける機会のある職員が、自殺予防のために適切な対応をとれるよう、全職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。（ゲートキーパー研修） ・民生児童委員に対しても、ゲートキーパー研修の案内をしています。 ・ホームヘルパーをはじめ、訪問や各種相談など SOS を拾いやすい業務に従事している職種に対するゲートキーパー研修までは広がっていません。	（１）現在実施している全職員を対象としたゲートキーパー研修に加え、保育士、介護支援専門員、薬剤師など様々な専門職に対するゲートキーパー研修や専門的な知識等の研修を実施します。 （２）現在啓発を主として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」を、「気づき」のための人材育成の場としても位置付け、多くの市民への「啓発」と「人材育成」を行っていきます。

基本施策	求められている方向性
３ 住民への啓発と周知	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・学校の総合の授業、企業の職員研修など小グループの団体からの要請を受けて出前講座を開催（年間４回程度）しています。（市民こころの健康支援事業（出前講座））	（１）市報、ホームページ等で多くの市民に、自殺対策に関する内容の周知と啓発を行います。また、相談先機関の周知も合わせて行っていきます。
・自殺対策強化月間に合わせて年２回、自殺防止に関する講演会を開催しています。（市民こころの健康支援事業（テーマ講座））	（２）ＳＮＳ（Facebook、Twitter 等）を活用することで、若年層に向けた周知と啓発を強化します。
・自殺対策強化月間では、市役所ロビーにて自殺予防のパネル展示、関連グッズ配布、市報にて「自殺防止！東京キャンペーン」の広報、中央図書館、武蔵野プレイスにおいて、自殺対策関連推薦図書コーナー(70 冊)の設置など、講演や展示、印刷物等による啓発・周知を多面的に展開しています。	（３）現在実施している市民こころの健康支援事業（出前講座）を大学をはじめとする教育機関などと連携し、定期的に開催していくことを検討します。

基本施策	求められている方向性
４ 生きることへの促進要因への支援	「生きることの促進要因」を増やす取組を行う観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進する。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・高齢者の社会的孤立感の解消や在宅生活の継続支援を目的とする「いきいきサロン事業」、地域の実情に応じた共助の取り組みを促す「テンミリオンハウス事業」、健康維持・増進と社会参加への動機づけ、生きがい、仲間づくりを目的とした「地域健康クラブ」など、様々な地域での居場所づくりに取り組んでいます。 ・社会参加に向けて悩みをもつ若者とその家族を対象に、電話相談・来所相談・訪問相談を行っています。また、フットサルや社会参加体験のワークショップの開催とともに、家族セミナーや講演会等を開催しています。（引きこもりサポート事業／若者サポート事業） ・子育て支援を行うとともに、子ども同士、親同士の交流を地域に拡げることを目的として「子育てひろば事業」を実施しています。 ・子どもの社会的自立を促し貧困の連鎖を防止することを目的に、小・中学生の基礎学力の向上を目指した補習教室による支援を行っています。（学習支援事業） ・就労に必要な知識及び能力の向上を目的に、１年以内を支援期間として、生活自立支援、社会自立支援又は就労自立支援の訓練を行っています。（就労準備支援事業）	（１）自殺未遂者等への支援として、医療機関等の関係者から地域で相談できる窓口をパンフレットを使って紹介し、地域の相談窓口の情報提供を行っていきます。 （２）市内の救急医療機関に搬送された方の情報が市に入った場合については、今後も継続して個別対応を行っていきます。 （３）自死遺族の方を含め、死後の手続きを行う遺族の方に、行政手続きや分かち合いの会、相談先について、パンフレットなどを用いた情報提供を行っていきます。 （４）いきいきサロンなど今後も様々な地域に居場所づくりを展開していきます。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・救急医療機関に搬送された方の情報が市（生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課など）に入った場合は、個別に対応しています	

基本施策	求められている方向性
５ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を全国的に展開していく。

市の取組状況	市における今後の施策の方向
・東京都教育委員会で「ＳＯＳの出し方に関する教育」が進められています。 ・各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、及び年３回アンケートを実施し、いじめ防止に努めています。（いじめ防止対策事業） ・スクールソーシャルワーカーの配置により、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、課題解決を図っています。 ・不登校など生活指導上の課題に対応するため、支援員を配置し、学校と家庭が連携した対応を強化するとともに、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置し、集団への再適応、自立を援助する学習、学習・生活指導等を実施しています。（適応指導教室（チャレンジルーム）） ・スクールカウンセラーが子ども自身や保護者からの相談を受けるとともに、子どもへのかかわり方について教員から相談を受けています。（派遣相談員制度）	**<u>児童生徒の SOS の出し方に関する教育の充実</u>** 《内容》 ・ＤＶＤ教材等を活用したＳＯＳの出し方に関する教育の実施 《実施時期》 ・小中学校：平成 30（2018）年度から 《実施方法》 ・特別の教科道徳、学級活動（ホームルーム活動）、保健（保健体育）等の学習と関連させる。 ・各学校で年間１単位時間以上実施 例）小学校６年間の中で１単位時間以上 【参考】 「自殺対策に資する教育」として以下の内容を実施 ①命の大切さを実感できる教育 ②心の健康の保持に係る教育 《授業》 ①→特別の教科道徳（小１～中３） ②→保健（小３～小６）、保健体育（中１～中３）